

令和8年度空き家の管理・利活用等に係る普及啓発広報業務委託仕様書

この仕様書は、佐賀県が実施する「空き家の管理・利活用等に係る普及啓発広報業務」（以下「本事業」という。）に係る委託契約に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本事業の概要や仕様を明らかにし、具体的な指針を示すものである。

1 委託業務名

令和8年度空き家の管理・利活用等に係る普及啓発広報業務委託

2 業務内容

人口減少や核家族化が進む中、空き家は年々増加しており、適切な管理が行われない結果として、倒壊や屋根・外壁の落下など防災性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせている。空き家が危険な状態となる前に、適切な管理や利活用、除却を行うことの重要性を広く県民に周知し、意識の醸成を図ることを目的として下記を実施すること。

(1) 佐賀県空き家ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）への記事追加

ポータルサイトに、「空き家相談・解決事例」を紹介するページを作成する。なお、当該ページは、ポータルサイト保守管理委託業者が別途ポータルサイトへの組込みを行うため、保守管理委託業者と適宜協議、調整の上作成すること。

- ・紹介する事例は県から提供し、デザイン・レイアウトを含む記事作成およびサイトへの組込みは受注者が行う。
- ・作成するページは、フォントや配色、文体等、既存のページと調和の取れたものとする。
- ・サイトへの組込みは県の承諾を得た後に行うこと。
- ・既存のページの電子データは必要に応じて県から貸出を行う。
- ・ポータルサイト URL : <https://akiya-yokiyu.pref.saga.lg.jp/>
- ・保守管理委託業者名 : 株式会社 エンターアイ

(2) テレビCMの放送

放送エリア : 佐賀県全域 (サガテレビ)

概要 : 15秒CMの放送

放送期間 : 令和8年11月1日～令和9年1月31日

放送時間 : 地上波 タイムCM 計5回/週

朝の時間帯 2回/週

(めざましテレビ2部、めざましどようび等)

夕方の時間帯 3回/週

(かちかちLIVE3部、どぶろっくの一物等)

※県から提供するデータを使用する

(3) デジタルサイネージの放映

放映期間 : ①令和8年8月1日から令和8年8月31日まで、令和8年11月1日から令和9年1月31日まで

②令和8年10月1日から令和9年1月31日まで

放映箇所 : ①TERA ビジョン

②佐賀駅バスセンター

放映サイズ : ①80インチ+60インチ連動

②75インチ

放映回数 : ①150回/日

②170回/日

素材秒数：15秒

※県から提供するデータを使用し、連結させる

※放映枠に空きがない場合は、県と協議の上期間を決定する

(4) 市町広報誌の広告掲載

掲載回数：令和8年10月号から令和9年2月号のいずれかに、下記①の内容を1回、②の内容を2回

掲載内容：①空き家を放置しないことの重要性や利活用に関する情報など、管理されていない空き家の増加抑制につながる情報

②中古住宅の流通促進及び建物状況調査（インスペクション）制度の普及に関する情報

掲載サイズ：別紙①による

※県から提供するデータを使用する

(5) Google ディスプレイ広告配信

期間：令和8年9月1日～令和9年1月31日

ターゲット層：佐賀県内在住の25～64歳

掲載内容：中古住宅の流通促進及び建物状況調査（インスペクション）制度の普及に関する情報

クリック数：1,500回程度

※県から提供するデータを使用する

(6) Instagram ストーリーズ広告配信

期間：令和8年9月1日～令和9年1月31日

ターゲット層：佐賀県内在住の25～64歳

掲載内容：中古住宅の流通促進及び建物状況調査（インスペクション）制度の普及に関する情報

想定表示回数：50万回程度

※県から提供するデータを使用する

3 委託期間

委託締結の日から令和9年3月12日まで

4 業務終了後の提出物および提出期限

(1) 提出物

- ① 業務完了報告書（様式任意）
- ② 広報等が掲載された原本
- ③ 放送確認書 1部
- ④ 作成した広告物の電子データ（アウトライン化したAIデータ及びPDF）
- ⑤ その他必要書類及びデータ

(2) 提出期限

令和9年3月12日

5 委託にあたっての留意事項

- ① 作成にあたり、第三者（本県及び受託業者以外者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

- ② 受託者が制作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権（この委託業務を通じて制作者が新たに作成したデータやイラスト、文章、写真、映像、音声、キャラクター、編集物なども含む）は県に帰属するものとする。県に著作権が帰属するこれらの素材について、県はホームページや YouTube、イベントなど住宅政策の広報業務に使用する際に無償で二次利用できるものとし、受託者はそれを妨げないものとする。
- ③ 制作者は県及び県の指定する者に対して、住宅政策の広報業務に使用する際に著作権者人格権を行使しないものとするを原則とする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。

6 その他

(1) 業務の遂行及び秘密の保持

業務の遂行にあたっては、県と随時打合せをして行うこととする。また、業務の遂行にあたって知り得た情報を部外者に漏らさないこと。

(2) 議事録作成

業務において打合せを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出する。

(3) 仕様書に定めなき事項

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上、これを定めるものとする。

市町広報誌の広告掲載サイズ一覧

別紙①

NO.	市町村名	色	サイズ	広告料 (円) (税込み)
1	佐賀市	カラー	縦 85mm × 横 85mm	176,000
2	唐津市	カラー	縦 47mm × 横 177mm	33,000
3	鳥栖市	カラー	縦 46.5mm × 横 174.4mm	20,000
4	多久市	2色	縦 42mm × 横 177mm	8,000
5	伊万里市			
6	武雄市	カラー	縦 45mm × 横 175mm	11,000
7	鹿島市			
8	小城市	カラー	縦 123mm × 横 91mm	27,500
9	嬉野市	カラー	縦 45mm × 横 175mm	12,000
10	神埼市	カラー	縦 50mm × 横 170mm	20,000
11	吉野ヶ里町	2色	縦 50mm × 横 170mm	10,000
12	基山町	2色	縦 47mm × 横 177mm	6,000
13	上峰町	カラー	縦 50mm × 横 170mm	10,000
14	みやき町	カラー	縦 50mm × 横 170mm	10,000
15	玄海町			
16	有田町	カラー	縦 約50mm × 横 約180mm	17,000
17	大町町	2色	縦 50mm × 横 180mm	6,500
18	江北町	2色	縦 50mm × 横 180mm	6,000
19	白石町	カラー	縦 50mm × 横 180mm	12,000
20	太良町	2色	縦 50mm × 横 180mm	6,000
				391,000